

[研究ノート]

リーガル・コンフリクト・マネジメントと民事調停 (1)

鷺尾 紀吉

- 〈目次〉 はじめに
- 1 リーガル・コンフリクト・マネジメントと民事調停の関係
 - 2 民事調停の当事者と対象
 - 2-1 民事調停の当事者
 - 2-2 民事調停の対象
 - 2-3 民事調停の種類
 - 3 調停の申立てと申立書の提出
 - 3-1 申立ての裁判所と申立ての時期
 - 3-2 申立ての方式と申立書の記載事項
- (次号に続く)

はじめに

人間社会においては、法的紛争に直面したり、巻き込まれたりすることは不可避であるといっても決して過言ではないだろう。

私人間における法的紛争は、最終的には裁判所という司法機関の場において終局的な解決を図ることになる。裁判所における私人間の紛争解決というと、民事訴訟手続による紛争解決が代表的なものとしてあげられるが、この他に裁判所が関与して行われる民事上の紛争解決方式の制度として、民事調停がある。

民事調停は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図るものである。民事調停が成立し調書に記載されたときは、裁判上の和解と同一の効力、すなわち確定判決と同一の効力をもつなど、強い法的効力を有する。

このように、民事調停は裁判所における私人間の法的紛争解決として有効な制度であるが、これまでの民事調停に関する先行研究については、民事調停の実際に携わっている専門家が調停期日における調停手続、調停成立時の調停案の作成等調停する側の立場から民事調停を論じるものが多くみられ、民事調停を利用する側からの視点はそれほど多くなかったといえよう。

そこで、本稿においては、民事調停を利用する当事者の立場から、どのような当事者がどのような民事上の紛争が存在するときに申立てをすることができるのか、申立てに当たっては、申立書にどのような事項を記載して、どこの裁判所に提出すべきか、調停委員会ではどのような手続が行われ、どのような資料を用意しておくか、調停の成立、または不成立の場合には、当事者はどのような立場になるのか等の内容について、数回に分けて説明を試みるものである。

なお、法律書の文献引用の方法は、一般に法律編集者懇話会「法律文献等の出典の表示方法」によることが慣例となっているが、本稿においては適宜の方法で出典の表示を行っている。また、法令名については、民事調停法を民調法、民事調停規則を民調規則などと略称している。

1 リーガル・コンフリクト・マネジメントと民事調停の関係

(1) リーガル・コンフリクト・マネジメントによる紛争対応管理

現代社会における個人の日常生活及び企業の経済活動等において、利害の対立が生じたり、あるいはトラブルに巻き込まれるなどの場面に遭遇することは避けられない状況である。この場合、このような争いやトラブルが生じて、必ずしも望まない法的紛争に発展しないよう、それを回避する方法を取ることが現代社会における対処法であろう。

このためには、常日頃から法的な知識や情報を身に付け、法的紛争に発展しないよう回避のための予防策を取っておけば、法的紛争に至る事態の発生に直面することを未然に回避または防止することができるかもしれないし、仮に回避または防止できなくても、紛争による損害を最小限に食い止めることができるであろう。日常生活および企業の経済活動等においては、このような紛争発生を回避する予防策を前もって準備し、構築しておくという対応管理が、まずもって必要となる。

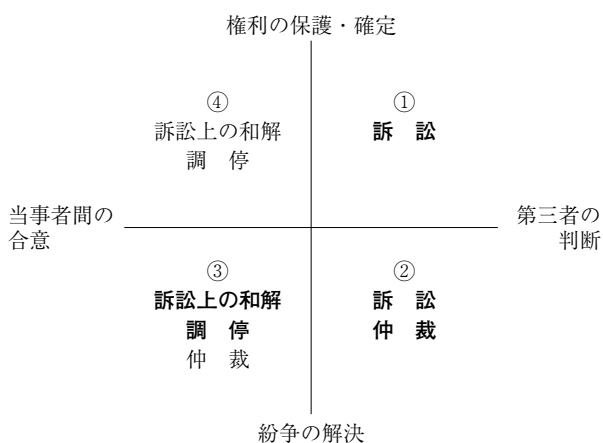
しかし、事前に、事後的に発生する法的紛争のすべてを的確に予測し、そのために必要とされるあらゆる情報を収集し、さらにこれに求められる法的知識を身に付けておくことは、現代の紛争がますます複雑化、多様化しているという状況を加味すると、事実上不可能である。そこで法的紛争にまで発展してしまった場合で、当該紛争を当事者間で解決することができないときには、最終的には裁判所という司法機関の場において終局的な解決を図らなければならない。この場合には、裁判所に対して、適格な法的手続きをとり、それを通じて自己の権利の確定・実現を図ることにより最終的な紛争を解決していくという対応管理が必要となる。

このように、法的紛争を事前に回避するための予防策を構築しておくという対応管理及び事後的に発展した法的紛争に対し、適格な法的手続きを行って自己の権利確定・実現を図るといって対応管理が必要となるが、この2つの対応管理を含めて、ここではリーガル・コンフリクト・マネジメントと呼ぶこととする。このようなリーガル・コンフリクト・マネジメントにおいては、2つの対応管理が分離して別々にとらえられるのではなく、一連

のものとして統合的にマネジメントしていくことが求められるが、本稿においては、司法機関（裁判所）という場を通じて、法的紛争を解決し、自己の権利確定・実現を図っていくという後者の対応管理について述べていくこととする。

(2) 紛争解決システムの態様

廣田（2006）は、裁判所による紛争解決システムを訴訟、裁判上の和解、調停、仲裁に分け、紛争解決方法として、第三者による判断か、当事者間の合意かという要因を横軸にとり、また権利の保護・確定か、紛争解決かという要因を縦軸にとると、それぞれの紛争解決システムの位置と内容は、以下になると説明する（同上書、294頁－296頁）。



(備考) 太字は主たる位置を示す
(資料出所) 廣田、2006、295頁によって作成

訴訟は、裁判所における代表的な紛争解決システムであり、第三者（裁判所）による判断によって権利の保護・確定、紛争の解決を図るものであることから、①または②に位置し、あるいは事案によっては①と②の双方にまたがるものもある。訴訟上の和解は、当事者間の合意によって紛争の解決を図るものであることから、基本的には③に位置するが、当事者間の合意によって、権利の保護・確定を前提にしたり、結果として権利の保護・確定を達成することもあるので、④に位置する紛争解決システムともなる。

調停は、当事者間の合意によって紛争を解決するもの

であることから、専ら③に位置する紛争解決システムである。しかし、権利の保護・確定を前提にしたり、結果として権利の保護・確定を達成することができるので、④の位置にも関係がある。

このようにみると、訴訟上の和解と調停は結果的に同じような位置となるが、筆者において補足説明すれば訴訟上の和解は民事訴訟法に基づく訴訟手続き（訴訟係属中）のプロセスの中で行われるのに対し、調停は訴訟手続き以外の方法（民事調停の場合は、民事調停法に基づく調停）で行われる裁判外紛争解決（通常、司法型ADRと呼ばれる）である点に、大きな違いがあると考えられる。

仲裁は、当事者が第三者である仲裁人の判断に従うという合意をし、その合意に基づいて仲裁人が仲裁判断をすれば、強制執行できるという紛争解決システムであるから（強制執行をする場合には、仲裁法45条による裁判所の執行決定を得る必要がある）、主として②に位置する紛争解決システムと位置づけられる¹⁾。しかし、仲裁契約の段階では合意を必要とするので、そのときには③の位置をとることになる。

このように、裁判所による紛争解決システムには、訴訟をはじめいくつかの方法があるが、本稿では民事に関する紛争解決システムである民事調停を取り上げて、民事調停による紛争解決について述べることにする。

(3) 紛争解決システムとしての民事調停

民事調停は、「民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的とする」(民法調1条) ものである。民事調停における調停手続、当事者間の合意形成プロセス、調停の成立・効力等具体的内容については、次章以下で詳述するが、概説すると、訴訟が当事者間の主張立証を基礎に権利の存否を裁断することによって紛争の解決を図るのに対し、民事調停は当事者の互譲の精神に基づき到達した合意を基礎に、その合意に違法不当な部分がないことを裁判所が認めて調書に記載することによって、訴訟上の和解と同一の効力をもって紛争の終局を図ろうとするものである（藤田、2011、553頁）。これを具体的に考えてみると、民事調停にはその主要な特質として、以下の点が指摘で

1) 仲裁は、裁判所において行われる公的な紛争解決システムではないが、仲裁法は、一定の事項について裁判所が仲裁人に協力することを認め（35条）、また仲裁手続における請求に時効の中断の効力を認め（29条2項）、さらに仲裁判断に確定判決と同一の効力を認める（45条1項）などからして、現行制度上では、仲裁は、公的紛争解決制度に準じる性質を有するといわれている（伊藤、2011、5頁）。

きるとされる（鳥路、2012、54頁－56頁）。

①審理の対象として、貸金請求事件を例にとると、民事訴訟では、審理の対象は、当該消費貸借契約の成否と消滅に関わる事実（権利発生事実、権利障害事実及び権利消滅事実等）に限定され、債務者の資力等の当事者の生活事実は審理の対象とされない（判決が下された後の執行可能性の問題に止まる。）。

これに対し、民事調停では、当事者の生活事実も実情に即した紛争解決のために必要な事情であることから、審理の対象とする必要がある。このような事情を踏まえてはじめて分割払いの条件を定めたり、一定額の支払額を条件にその余の支払を免除するなど、当事者の意向を斟酌した調停条項の作成が可能となるのである。それだけでなく、民事調停では、当事者の合意があれば、申立て事項に止まらず関連問題を一括して審理し適切な解決策（調停案）を策定することが可能であり、またそれに適した手続構造がとられている。

②民事訴訟では、実定法を適用して紛争を解決するが、民事調停では、成立した合意が条理にかなない実情に即した解決を図るために相当と認めることによって紛争が解決される。詳言すると、成立した合意の内容が、(ア) 適用すべき実定法が存在する場合には、これに抵触しない限り相当と認められるが、(イ) 適用すべき実定法が存在しない場合、及び(ウ) 実定法を適用することが不当である場合には、条理に照らしてこれに反しない限り相当と認められる。上記(ア)の場合には、実定法が適用されるのであり、条理に則り判断されるのは、(イ) 及び(ウ) のケースである。そして、調停制度の存在理由の1つは、正にこの(イ) 及び(ウ) のケースに紛争を正しく解決することができるというところにある。

③民事訴訟では、具体的事実を確定し、確定された事実を法を適用してその結果である権利関係を宣言することによって、紛争を解決する。この解決は終局的であり強制的であるから、当事者の訴訟上の利益を守るために公平、慎重かつ厳格な手続的正義の実現が要請される。

他方、民事調停は、合意による解決を目的とするので、紛争の解決方式は強制的でなく任意的である。また、事実の存否が争われたままでも合意の成立は可能である。このように民事調停は、民事訴訟にくらべ弾力的な運用が可能となる。

以上、リーガル・コンフリクト・マネジメントとして

の紛争対応管理、紛争解決システムと民事調停の関係を述べたが、次章以下では、民事調停を利用して、民事上の紛争を解決しようとする場合の民事調停制度、手続等について述べることにする。

2 民事調停の当事者と対象

2-1 民事調停の当事者

民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立てをすることができる（民調法2条）。では、どのような当事者が調停の申立てをできるのか、調停申立ての主体面から、調停能力、当事者適格について検討する。

(1) 調停手続の当事者と調停能力

民事調停手続は、裁判所の調停機関を利用して民事上の紛争の解決を望む者の申立てによって開始される。調停手続の開始を申立てた者を「申立人」、申立人によって相手方とされた者を「相手方」といい、双方を総称して「当事者」と呼んでいる。調停を申立て、調停手続を開始させる権能は調停申立権と呼ばれる。

調停手続の開始は、このような当事者の調停申立てによる場合のほか、受訴裁判所の職権調停（付調停）（同17条）、受移送（同4条）の場合などによっても行われるが、本稿では当事者の調停申立てを前提とした民事調停手続について述べる。

調停は、裁判所の調停機関を利用して当事者その他の関係人が紛争を解決するための制度であるから、これを利用できるための一般的な能力（資格）が定められている必要がある。この一般的な能力を総称して、調停能力という。調停手続が開始されるためには、当事者に調停能力がなければならない。調停能力としては、調停当事者能力、調停意思能力、調停行為能力、調停弁論能力が問題となる。

①調停当事者能力

調停を申立てるためには、調停当事者能力が必要であるとされる。調停当事者能力とは、調停手続において申立人または相手方たる地位につくことができる一般的な能力をいう（小山、1997、148頁）。いかなる実在に調停当事者能力が認められるかについては、民事調停法に明文の規定はないが、権利能力ある者（自然人であると法人であるとを問わない）に調停当事者能力が認められる

のは問題ないだろう。また、法人格なき社団・財団で代表者または管理人の定めのあるものにも、民事訴訟法29条の準用ないし類推により、調停当事者能力が認められるべきであり、国および地方公共団体も調停当事者能力を有するとされる（鍛冶、1985、123頁）。

②調停意思能力

調停意思能力とは、調停手続において自己の行為の性質を判断することのできる能力であり、それゆえ、調停意思能力を欠く者のなした調停行為（申立てや陳述など）は無効である（石渡、1993、80頁）。

③調停行為能力

調停行為能力とは、調停において、裁判所がこれに回答すべき行為（申立て）をしたり、行為者の意思を基礎として法律効果が認められるような行為（調停条項への合意、調停の取下げなど）をしたりするのに有しなければならない能力をいう（小山、前掲書、148頁）。

調停行為能力については明文規定がないが、調停条項への合意は権利義務の発生原因になるので、それをなすためには法律行為能力が必要である（石渡、前掲書、80頁）。調停行為無能力者（調停意思能力に問題がある一定の者）がみずからした調停行為は無効とされる（鍛冶、前掲書、124頁）。

④調停弁論能力（演術能力）

調停弁論能力とは、調停手続に自ら関与し、調停の場で実際に発言し、あるいは応答するなど現実に相手方当事者や調停機関と折衝できる能力をいい、調停行為能力はあっても、調停弁論能力を欠く者がみずからした調停行為は無効と解される。

(2) 調停当事者適格

調停の対象となる具体的紛争が調停における合意によって有効、適切に解決されるためには、それにふさわしい者が当事者として調停に関与することが必要である。そのような当事者としての適格性を調停当事者適格という（石渡、前掲書、167頁）。つまり、調停当事者適格とは、当該調停事件の目的となった権利または法律関係について、調停の申立人または相手方として調停を進行し、

紛争を解決しうる資格であるといえる（石渡、前掲書、81頁）。調停当事者能力や調停行為能力とは別に、このような調停当事者適格が要求されるのは、当該紛争と無関係の者やその紛争解決に正当な利益を有しない者などに、国の司法機関である裁判所の調停制度の利用を許す必要がないからである（鍛冶、前掲書、126頁）。

誰が当事者適格を有するかについては明文規定がないが、当該調停事件の目的となっている権利・法律関係につき管理処分権能を有する者には、当事者適格が認められる。例えば、①貸金請求事件における貸主と借主、②賃貸借終了を理由とする建物明渡請求事件における家主と借家人、③交通調停事件における加害者と被害者またはその相続人、④所有権確認の争いで同一物の所有権を相互に主張する者などにそれぞれ当事者適格が認められることは問題ない（高見、1993、167頁）。

上記の当事者適格以外にも当事者適格を拡大する学説が主張されている。例えば、賃借権の無断譲渡または転貸を原因とする賃貸人と賃借人間の紛争についての譲渡人または転借人、②転売物の瑕疵についての紛争における転売人に瑕疵のある物を売却した元の売主、③債権者・債務者間の貸金紛争における保証人、④賃貸人・賃借人間の家屋明渡紛争における同居人⁹⁾ などにも当事者適格が認められるとする（鍛冶、前掲書、168頁）

2-2 民事調停の対象

(1) 調停対象としての民事の範囲

民事調停法に基づいて調停の申立てができる民事紛争を民事調停の対象と呼ぶことにすれば、民事調停の対象は民事に関する紛争ということになる（民調法2条）。民事訴訟法における訴訟物に準じて、調停物と呼ばれることもある。民事とは、いわゆる「商事」及び「家事」関係を含む広い概念であって、広く法律的な処理が可能であり、かつ、当事者の合意的解決に親しむ一切の紛争を包含する（下町、2005、483頁）。

このように、民事調停における民事の概念は広く、民事調停が民事に関する紛争の解決をめざすといっても、

2) この点について、小山(1977、150頁)は、同居人の地位は独立に法律上の処分(例えば、譲渡、一部内容変更とか)の対象となるものではないので、当事者適格を有するものではないとする。しかし、他方で、同居人と賃貸人との紛争は賃貸人と賃借人の紛争とは別個のものであることから、賃貸人と同居者の間で調停がなされることはありうるとも述べており、これは、同居人にも当事者適格を認めることとなり、実質的な結果は変わらないことになると考える。

民事に関する紛争のすべてが民事調停に親しむかについては、以下のような議論がなされている。

まず、行政事件にかかわる紛争については、民事紛争に含まれず、従って、民事調停の対象にならないという考え方が示されている（小山、前掲書、119頁）。しかし、行政事件の対象となる公法関係の中には、公益性の強いものもあれば、私益性の強いものもある。前者は、もとより民事調停の対象となり得ないが、後者においては、当事者による当該法律関係の処分も認められる余地がある。行政事件訴訟でも和解による解決がなされているように、民事調停においても私益性の強い行政事件については、民事調停法による調停対象として認めるべきであるという見解が主張されている（石渡、前掲書、69頁および下町、前掲書、484頁）。なお、国家賠償請求事件は民事事件であり、同請求訴訟は民事訴訟である。従って、行政事件は民事調停の対象にならないという見解に立ったとしても、国家賠償請求事件は民事調停の対象となりうる（石渡、前掲書、69頁）。

次に、境界確定紛争については、境界確定訴訟につき、判例は、境界は異筆の土地の公法上の境界であるから、相隣者間の合意によって変更することができないとの立場をとっている（最判昭31・12・28、最判昭42・12・26）³⁾。この立場を前提にすれば、境界の確定を目的とする調停の申立ては不適法ということになる。

しかし、調停の申立てにかかわる紛争が実質的に相隣者間の所有権の存否、内容をめぐりものである場合には、調停で解決できる余地がある。従って、調停が申立てられた裁判所は、直ちに申立てを却下せず、紛争の実質的内容を明確にし、適法な申立てと解しうるものについては、調停が行われるべきであり、実務上もこのような措置によっていわゆる境界確定調停が行われることが多いという（石渡、前掲書、70頁）。

また、労働紛争については、労使間の紛争のうち、集団的労働関係に立つ紛争は労働関係調整法等による調停の対象となり、民事調停法による民事調停に対象とならないが、個別的労働関係に立つ紛争は民事調停の対象となる。実際に、未払給与の支払、退職金の請求、解雇予告手当金（労働基準法20条1項本文）等について民事調停が行われているケースがみられる。

なお、平成18年4月から労働審判法が施行され、労働者個人と事業主との間に生じた民事に関する紛争（個別的労働関係民事紛争）について、労働審判手続が行われている。これは、地方裁判所の管轄に属し、当事者からの申立てにより、労働審判官（裁判官）1名と労働審判員（労働関係に関する専門的知識経験を有する者）2名で組織する労働審判委員会で事件を審理する（原則として3回以内の期日で審理終了）。当該委員会では、話し合いによる解決の見込みがある場合には、適宜調停を試み、調停による解決ができなかった場合は、労働審判を行う。労働審判に対して適法な異議申立てがあったときには、その効力を失い、訴訟に移行するが、適法な異議申立てがないときには、労働審判は裁判上の和解と同一の効力を有する（労働審判法21条4項）⁴⁾。

家事事件（家事紛争）も民事紛争の一類型であり、裁判所における調停の対象となるが、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件（家事事件手続法 別表第一に掲げる事項についての事件を除く）にかかわる調停については、民事調停法による民事調停事件ではなく、家事調停事件として家庭裁判所に申立てることとなる（家事事件手続法244条）。この点、家事紛争の調停をめぐり、民事調停との境界・区分について議論が行われている。

一般論として、家事紛争も民事紛争に含まれるが、身分関係に関する家事紛争はもちろんのこと、財産関係に関する家事紛争については、家事事件手続法に特別の規

3) 境界確定訴訟の法的性質については、確認訴訟説、形成訴訟説、形式的形成訴訟説、特殊複合訴訟説が主張されており、最近では、特殊複合訴訟説も有力であるが、形式的形成訴訟説が通説である。形式的形成訴訟説は、公法上の地番と地番の境界を創設、形成するものであり、実質は非訟事件であるとみる見解であり、判例もこの説に立っている。

4) 個々の労働者と事業主との間に生じた個別労働関係民事紛争については、労働審判以外にも、前述の民事調停、民事訴訟といった裁判所による手続のほか、都道府県労働局に設けられた紛争調整委員会によるあっせんといった行政機関が行う手続等が制度化されている。労働審判手続は原則として3回以内の期日で審理を終結し、紛争の解決を図るものであるから、短期間で審理を行うことが非常に困難であると見込まれる紛争については、労働審判手続を利用することは不相当であるといえるだろう。利用者は、それぞれの手続の特徴を考慮し、どの手続を利用するのが最もよいか検討し、選択することが重要といえよう。なお、労働審判手続については、最高裁判所ホームページ（「裁判手続 民事事件 Q&A 労働審判手続等」）で分かりやすく説明しているので、利用者にとって参考となる。

定が存在する関係上、民事調停法上の民事紛争から除外されると解されている。しかし、親族ないし準親族間に生じた紛争であっても、民事訴訟の対象になる紛争類型に属し、人間関係調整の必要性が一般の民事事件のそれと同質・同程度であるものについては、民事紛争に含め、その解決は民事調停に寄らせることも許されると考えられている（下町、前掲書、484頁および石渡、前掲書、71-72頁）。例えば、親族間の金銭貸借・借地借家関係及び同族会社をめぐる紛争は、判例・先例（大阪家審昭36・1・18等）によれば、家事調停事項であるとされているが、親族といっても、その範囲は広く、かつ、金銭貸借・借地借家契約締結の背景は多様である。また、同族会社の場合も、その規模や紛争の背景にはさまざまなものがある。従って、これらの事件の中にも、人間関係調整の必要性の点で一般の民事事件とは変わらないものもありうる。そこで、紛争が民事調停事項であるか家事調停事項であるかは、個々のケースごとに判断すべきであり、ケースによっては、民事調停と家事調停の競合的管轄が認められることもあろうという主張がなされている（石渡、前掲書、73頁）⁵⁾。

なお、家事調停事項につき民事調停が行われ、逆に民事調停事項につき家事調停が行われ、いずれも調停が成立し、調停調書が作成された場合、管轄違いという理由をもって、当該調停を無効ないし取消しとなることはないと考えられている（石渡、前掲書、75頁および下町、前掲書、485頁）。

(2) 紛争の存在性

前述したように、民事調停の申立てができるのは、民事に関して「紛争」が生じたときである。従って、民事に関する紛争が存在しなければ、民事調停の対象とはならないことになる。

紛争とは、当事者間で意思もしくは意見が一致せず、または他方が一方の要求に応じない、または応じないと認められるような状態があることをいう。つまり、応じないというのは、必ずしもそのような意思をもっている場合であることを必要とせず、応じないと認められる状

態があれば足りるとする（小山、前掲書、121頁）。

紛争は、当事者間における実体法上の権利義務の存在、内容、範囲等に関する争いが含まれることはもちろん、履行期や履行方法に関するものであるときでも民事調停の対象となりうるとされている（石渡、前掲書、75頁）。しかし、その場合であっても、申立ての時点では実体法上の権利義務に関して認められる紛争がない、つまり、紛争が存在しない状態で、その履行の確実性や安全性について当事者間の認識に不一致があるか、または当事者が不安を抱いているときに、紛争が存在するとみて、調停の申立てをすることができるかという問題がある。

この点について、判例は紛争の存在を緩やかに解しており、①権利関係の争いはないが、将来の権利の実行の不安を除去するための調停が申立てられた場合（仙台高判昭35・7・25）、②将来の紛争を防止するため、当事者間の法律関係を明確にし、または、債務名義を得る目的で調停が申立てられた場合（東京高判昭28・4・23）、③調停申立て前においては争議の存在が確定できなかったが、調停手続進行の結果、その存在が明らかになった場合（東京地判昭26・6・25）、いずれの場合にも紛争の存在が認められるとする（石渡、前掲書、76頁）。

しかし、紛争の存在をこのように緩やかに解することに対し、懸念する意見もあり、紛争の存在につき、上記のような緩やかな基準を認めると、調停機関に権限外の公証機能を果たさせることになり、現行法の解釈論としては是認できず、従って、現在紛争が存在しないにもかかわらず、単に債務名義を得るためだけにした調停の申立ては、申立ての利益を欠くものとして、却下すべきであるという考えも示されている（下町、前掲書、485頁）。

訴え提起前の和解に関する事案であるが、申立て時点で当事者間に民事上の紛争がないとして、当該申立てを却下した決定がある（田川簡決平8・8・6）。この事案の概要は以下のとおりである（以下の記述は、茗茄・近藤、2012、8-9頁からの引用である）。

申立人は、相手方に対し、建物明渡しの訴訟を提起し、すでに勝訴判決を得ていたが、その後、申立人は、相手

5) 上記のような民事調停と家事調停の境界・区分は受調停裁判所の管轄の問題となるが、申立てられた民事調停事件が当該裁判所の管轄に属しないと認めるときは、その調停事件を却下するのではなく、管轄権を有する裁判所に当該事件を移送することとなる（民調法4条1項）。なお、平成23年の改正によって、当事者に管轄違いの移送の申立権が認められた（同4条1項）。また、移送の申立てが却下された場合に、移送決定に不服のある当事者は即時抗告をすることが可能となった（非訟事件手続法10条1項の準用する民事訴訟法21条）。

方に対し、賃料の返済が3カ月分に達したときは通知催告を要せずに自動的に契約解除となる旨の条項を入れた訴え提起前の和解に応じるならば、相手方を賃借人として当該建物を賃貸してもよいとの意向を示し、相手方もこれに同意した。そこで、申立人が訴え提起前の和解の申立てをしたところ、当該申立てが「民事上の争い」がある場合に該当しないとして、裁判所はそれを却下した。その理由を次のように述べる。

訴え提起前の和解の申立ては、「民事上の争い」が存在する場合に初めてできるものであり、この民事上の争いとは、現に法律関係の不明確、即ち権利義務の内容または範囲について紛争がある場合、または将来の債務の履行についての不安がある場合といわれており、当裁判所もそのように解する。

しかしながら、将来の債務の履行についての不安というのは、単なる漠然とした主観的不安ではなく、履行に対する信頼が客観的徴憑によって損われた場合であって、別な言い方をすれば、民事訴訟法上の将来の給付を求める訴えが許される場合に該当するような将来の債務の履行に対する信頼の欠如が生じた場合と解するのが相当である。

(中略)

本件には、客観的徴憑によって将来の債務履行の信頼が損われたというべき事情は何もなく、また、現に存在する紛争の解決の一つの選択肢として新たな賃貸借を選んだ場合にも当たらない。

要するに、本件申立は、今から新規に始まる賃貸借契約について、一定の債務不履行があれば自動的に契約解除になる旨を明記して、その場合の建物明渡について判決と同等の執行力のある債務名義を事前に取得できるならば賃貸してもよいというそれだけのものであって、民事訴訟法の起訴前の和解の埒外のものである、とその決定の理由を述べる。

訴え提起前の和解における紛争の存在に関する別の事案として、賃借人（被告）と賃借人（原告）との間でされた建物賃貸借契約に係る訴え提起前の和解に対する請求異議の事案がある。この事案は、賃借人から本件和解は民事上の争いがないのになされたものであり、無効で

あるとして請求異議を申立てたものであるが、本件事案の場合は、「民事上ノ争」が存していたとして、請求棄却した判例がある（東京地判平8・9・26）。その判決理由の中で、「民事上ノ争」について、以下のように述べる（茗茄・近藤、前掲書、9-10頁から引用）。

民事訴訟法356条（現行民事訴訟法275条）は、訴えの提起される前に当事者の申立てにより裁判所において和解の途を開き、もって民事紛争が訴訟に持ち込まれることを未然に防止するとともに、紛争の解決を図ることを趣旨とするものと解されるから、同条1項に規定する「民事上ノ争」とは、権利義務の存否、内容又は範囲について紛争があることに限らず、権利義務の存否等が不確定であり、若しくはその権利義務に係る実行において不安があること又は将来において紛争が発生することが予測されることを含むものというべきである。

(中略)

被告にとって本件賃貸借契約の締結に際して、一時使用目的の賃借権を明確にし、もって将来賃借権の性質をめぐって紛争が発生するのを避けるとともに、原告による本件建物の明け渡しの履行につき不安があったので、その履行を確保する必要が存していたものといえることができ、ひいては将来の紛争が発生することが予測されたので、それを防止する目的から出たものといえることができ、と判示する。

上記の事案は、いずれも訴え提起前の和解に関するものであり、訴え提起前の和解と民事調停法における調停合意成立とは類似しているが、同一ではない。最高裁判所の見解によれば、民事調停実務においては、紛争とは、「当事者間に意見の不一致があるために不安定な状態にあることをいい、権利や法律関係の存否について争いのある場合はもちろん、債務の履行方法について意見が一致せず、あるいは将来の権利実行が不確定な状態にあるため、何らかの合意をしておくことによりこれを安定させる必要がある場合等も含まれ」とし、債務の履行方法や将来の権利実行に対する合意をしておくこと等も民事調停の対象として認めている⁶⁾（最高裁判所事務総局民事局、2012、32頁）

6) 民事訴訟を提起することができる場合は、すべて民事調停を申立てることができるが、例えば、債務の存在等を争わない債務者が、その弁済の猶予や債務の一部免除を求める場合のように、権利を主張して訴訟を提起することができない事項についても調停の申立てができる。この点で、訴訟よりも調停の方が利用の途が広いということができると説明されている（最高裁判所事務総局民事局、前掲書、32頁）。

2-3 民事調停の種類

民事調停の申立ては民事に関し紛争が生じていることが必要であり、民事調停の対象となる紛争については、上述のとおり説明したところであるが、これを前提として民事調停は紛争の内容により、以下の8種類に区分されている⁷⁾。

①民事一般調停（民調法2条）

以下において説明する②宅地建物調停から⑧特定調停までの調停以外の民事上のすべての紛争に関する一般調停事件である。例えば、金銭貸借、売買取引（但し、商事調停に該当しないもの）、土地建物の所有権確認、債務弁済方法、一般の不法行為その他さまざまな紛争に関する事件が含まれる。

②宅地建物調停（同24条）

宅地または建物の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件である。宅地については、現況が宅地であれば足り、地目は問わない。建物には住宅のほか、店舗、事務所なども含まれる。従って、宅地以外の農地（後述の農事調停の対象）、山林、原野などの土地に関する紛争はこの調停に含まれない。

次に、宅地または建物の「貸借その他の利用関係」の紛争であり、例えば、賃貸借、使用貸借、占有権、地上権、地役権等に関する紛争が対象となる。その紛争が利用関係に当らない所有権自体の紛争、不法占有者に対する紛争などは、①の一般調停事件となる。

なお、地代もしくは土地の借賃額増減請求（借地借家法11条）または建物の借賃額増減請求（借地借家法32条）に関する事件については、後述するように、訴えを提起する前に、まず調停の申立てをしなければならないという調停前置主義がとられている（同24条の2）。

③農事調停（同25条）

農地または農業経営に付随する土地、建物その他の農業用資産の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件である。農地は地目が農地であるかどうかにかかわらず、現況が農地であればよい。以前耕作の目的に供されていた土地でも、現況が農地としての実態を失い、容易に復元できない状態になったものは、農地ではない。また、小作関係の成立、終了に関する紛争、農作物の貯蔵倉庫や家畜小屋などに関する紛争も農事調停に含まれる。農地の所有権をめぐる紛争であっても、それが農地の利用に影響を及ぼすときには、農事調停として取り扱うことができる（最高裁判所事務総局民事局、前掲書、116頁）。

なお、調停委員会が農地調停をしようとするときは、小作官（農林水産省に所属する国家公務員）または小作主事（都道府県に置かれている地方公務員）の意見を聞かなければならない。

④商事調停（同31条）

商事の紛争に関する調停事件で、例えば、商人間の売買代金等の請求事件、商行為により発生した債務についての債務弁済協定や債務不存在確認事件、株券引渡請求事件、手形金請求事件などが含まれる。

商事調停には、当事者間に合意が成立する見込みがない場合または成立した合意が相当でないと認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の合意（但し、当該調停事件に係る調停の申立ての後にされたものに限る⁸⁾）あるときは、調停委員会が適当と認める調停条項を定めることによって事件を最終的に解決するという調停委員会による裁定制度が設けられている。これは、調停委員会に実質上の仲裁の機能を営ませるものである。

7) 最高裁判所ホームページ「司法統計」によれば、最近5年間における全国裁判所民事調停新受事件数は、平成19年度255,565件、平成20年度159,161件、平成21年108,615件、平成22年度87,808件、平成23年度74,896件となっており、この5年間で70%近く減少している。その要因の多くは、特定調停事件の激減とみられている。なお、平成23年度における調停種類別新受事件数とその割合は、民事一般調停46,324件（61.9%）、宅地建物調停5,192件（6.9%）、農事調停159（0.2%）、商事調停8,595（11.5%）、鉦害調停2（0.0%）、交通調停3,157（4.2%）、公害等調停85（0.1%）、特定調停11,382（15.2%）となっている（裁判所ホームページ「司法統計」および日本調停協会連合会「統計資料－民事・家事調停事件関係」『調停時報』（日本調停協会連合会）183号（2012年12月）による）。

8) 従来、調停委員会の裁定については、当事者間の合意された時期に制限はなく、調停申立ての前の合意でも差支えないものとされていた。しかし、平成3年の改正法で、前述した地代借賃増減調停事件について調停委員会が定める調停条項（民調法24条の3）の規定が設けられ、その際、当事者間の合意は調停申立て後にされたものに限るとされたことから、商事調停および鉦害調停における裁定においても、裁定に服する旨の合意は調停申立て後にされたものに限るものとされた（最高裁判所事務総局民事局、前掲書、114頁）。

⑤ 鉦害調停 (同32条)

鉦業法に定める鉦害の賠償の紛争に関する調停事件である。鉦害賠償の紛争に関する調停事件は、一方では鉦山企業の維持等に関する経済政策的見地との調整を考慮する必要があることから、調停に当たっては経済産業局長に意見陳述の機会を与えることとしている (同33条)。また、公害調停事件は、その性質上仲裁的解決に親しみやすいと思われるところから、商事調停におけるのと同様に、調停委員会による裁定制度が設けられている (同33条)。

⑥ 交通調停 (同33条の2)

自動車の運行によって、人の生命または身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件である。本条における自動車とは、自動車損害賠償保障法2条1項に規定する「自動車」の定義と同じである。

交通調停は、いわゆる人身事故に関する紛争を対象としており、物損事故のみの損害賠償請求は、①の民事一般調停扱いとなる (人身事故の際の物損を含めた紛争は交通調停事件となる)。なお、自転車 (原動機付自転車を除く) による事故は、①の民事一般調停事件に当たる。

⑦ 公害等調停 (同33条の3)

公害または日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件である。大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などによる被害や高層建築物などによる日照範囲の減少や電波障害の発生などの被害に係る紛争に関するものが該当する。

公害等をめぐる調停において、当事者が多数にのぼるときは、その中から1人または数人を代表当事者として選任し、手続の一定の段階までを代表当事者によって行うことができる (民調規37条1項、2項)。しかし、民事訴訟法30条に規定する選定当事者と異なり、本条による代表当事者が選定されても、これを選定した者の調停手続上の地位に変更は生じない。すなわち、調停申立て前に代表当事者を選定しても、選任者は調停手続の当事者となるし、また調停申立て後に代表当事者を選定しても、選任者は調停手続から脱退して当事者の地位を失うものではない (最高裁判所事務総局民事局、前掲書、128頁)。

⑧ 特定調停

この調停は民事調停法上の調停ではなく、特定債務者

(金銭債務を負っている者で経済的に破綻するおそれのある法人・個人) の救済を目的として制定された「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」 (平成11年12月13日制定、平成12年2月17日施行) による調停事件である。

同法律は、民事調停法および同規則を前提として、その特則規定を設けたものであり、特定調停、いわゆる債務弁済協定調停事件の占める割合が多い。なお、特定調停は、特定債務者自身の経済的再生を図ることを目的としているため、債権者から特定調停の申立てをすることは認められないとされている。

3 調停の申立てと申立書の提出

3-1 申立ての裁判所と申立ての時期

(1) 申立ての裁判所 (裁判所の管轄)

申立人は、民事調停を利用するため、当該民事調停の対象となる特定事件をどの裁判所に申立てればよいのか。これが、裁判所における管轄の問題である。管轄とは、裁判所側からいえば、事務分担の定めであり、多種多様な民事事件を各種・各地の裁判所にどのように分掌させるのが合理的かという司法政策的視点から定められる (伊藤、2011、63頁)。管轄権をもつ裁判所は管轄裁判所と呼ばれる。

管轄の種類は、いくつかの観点から分類されるが、ここでは大きく職分管轄、事物管轄、土地管轄、合意管轄に分ける。簡易裁判所における通常訴訟事件 (行政事件訴訟は除く) は請求額が140万円を超えない価額という事物管轄が定められているが (裁判所法33条1項1号)、調停事件についてはそのような請求額についての定めがなく、極端には億単位の請求額に係る調停事件も簡易裁判所の管轄となる。つまり、申立人は請求額の多寡にかかわらず、後述する特別の定めがある場合を除いて、調停事件については簡易裁判所に申立てをすることができる。

申立人は、特別の定めがある場合を除き原則として、相手方の住所または居所 (継続的な住所がない場合に、一時的に居住している場所)、あるいは法人の場合には営業所または事務所の所在地を管轄している簡易裁判所に行うという土地管轄が定められている (民調法3条1項)。訴訟事件では財産上の訴えにつき、義務履行地の管

轄が認められているが（民事訴訟法5条1号）、調停事件ではそのような定めはない。

当事者が上記の原則とは異なり、特定の地方裁判所または簡易裁判所に調停の申立てをすることを合意したときは、合意管轄として、その裁判所でも当該調停事件を取扱うことができる（同3条1項後段）。このような管轄の合意は、紛争が生ずる前（例えば、ある取引をする際に、将来それに関して紛争が起きたときは、どの裁判所で調停をするか決めておくような場合）でも、紛争が生じた後でも差し支えない。また、書面を作成しないで口頭のみによる合意も有効であるとされている（最高裁判所事務総局民事局、前掲書、35頁）。

以上のような原則的定めに対して、宅地建物調停（同24条）、農地調停（同26条）、鉱害調停（同32条）、交通調停（同33条の2）、公害等調停（同33条の3）においては、管轄につき、それぞれ特別の定め（職分管轄等）を設けているので、このような種類の調停事件を申立てる場合には、それぞれの管轄権を有する裁判所に行くことになる。

また、日本国内において住所も居所もないとき又はそれらがともに知れないときは、日本国内の最後の住所地を管轄する簡易裁判所に申立てることになる（同3条2項）。また、相手方が法人その他の社団又は財団（外国の社団又は財団を含む）である場合で、日本国内にその事務所若しくは営業所がないとき等は、（日本における）代表者その他の主たる業務担当者の住所地を基準として、調停事件の管轄を決めることとなる（同3条3項、4項）。

管轄権のない裁判所に調停が申立てられたときは、裁判所は申立てを却下しないで、本来の管轄権のある裁判所に事件を移送することを原則としており、平成23年の改正法で、このような職権による移送以外にも、当事者が事件の移送を申立てることができるという移送申立権が認められた。管轄違いによる移送の申立てが却下された決定に対しては、これに不服がある当事者は、即時抗告することができることも（非訟事件手続法10条1項による民事訴訟法21条の準用）、同年の改正法で認められた。

(2) 申立ての時期

申立ての時期については、民事調停法に明文の規定は設けられていないが、訴訟係属前と訴訟係属後に分けて

述べる。

①訴訟係属前の場合

当該紛争が係属している限り、いつでも調停の申立てをすることができる。前述したように、現在、現実に紛争が生じていなくても、将来の権利実行が不確実な状態にあるため、何らかの合意をしておく場合でも申立てをすることができる。

②訴訟係属後の場合

調停の申立ては、紛争解決手段としては任意的なものであり、強制的解決手段としての訴訟とは異質なものであって、両者の間に二重提訴禁止の原則が妥当しないと解されるから、すでに当該紛争についての訴訟が係属していても、同一紛争の互譲による解決を求めるために調停を申立てることはできるとされている。

しかし、調停事件が係属中に、同一紛争につき更に調停を申立てた（重複申立）の場合は、後の調停申立ては二重の申立てとして却下の裁判がされるべきものであるとする見解（小山、前掲書、193頁）もあるが、この場合については、同一紛争の解決を二重に利用することとなり、また債務名義の重複などの混乱を来すおそれがあることから、後の調停申立てを受理した裁判所は調停委員会において、調停しない決定（同13条）をすべきものと解する見解もみられる（石田、前掲書、483頁）。

3-2 申立ての方式と申立書の記載事項

(1) 申立ての方式

調停の申立ては、申立書を裁判所に提出することによって行わなければならない（民調法4条の2第1項）。従前は、口頭で陳述する申立ての方法も認められていたが（民調規則旧3条1項）、平成23年の改正によって、書面のみによって申立てるべきことが、民事調停法に規定された。調停事件を円滑に進めるためには、申立人の主張内容が書面によって記載されて、それが裁判所や相手方に正確に伝わることを望ましく、また、今回の改正以前から、実務においては、申立書の提出により申立てが行われる場合が大多数を占めていたという。

このように書面（申立書）の提出という申立ての方式に限定しても、簡易裁判所の調停事件の受付窓口には、改正前から、貸金、売買代金、交通調停事件その他の類型的な事件について、申立書用紙が備え置かれており、当事者がその書式の空欄に書き込みをすることによって、簡

単に申立書を作成することができるようにされており⁹⁾、実務への影響はそれほどないと考えられるという(中村・久保田、2012、34頁)。

(2) 申立書の記載事項

裁判所に提出する申立書の記載事項については、平成23年の民事調停法の改正により、①当事者及び法定代理人、②申立ての趣旨及び紛争の要点を記載しなければならないと規定された(同4条の2第2項)。また、民事調停規則も平成24年の改正により、申立書には、申立ての趣旨及び紛争の要点並びに非訴事件手続規則(以下、非訴規則という)1条1項各号に掲げる事項を記載するほか、紛争の要点に関する証拠書類があるときは、その写しを添付しなければならないことと規定された(民調規則3条)。

平成23年の民事調停法の改正により、申立書の記載事項を法律によって格上げ規定するとともに(従前は民事調停規則によって規定されていた)、民事調停規則3条も平成24年の改正により、非訴規則1条1項各号に掲げる事項の記載が必要であること等の規定が設けられた。非訴規則1条1項各号では、①申立人の郵便番号及び電話番号(ファクシミリを含む)(2号)¹⁰⁾、事件の表示(3号)、附属書類の表示(4号)のような事項の記載が求められている。

また、今回の改正により、調停申立書に添付することが求められる証拠書類は、その「写し」を添付することに改められた。改正前では、調停の申立書に添付する証拠書類は、「原本又は謄本」を差し出さなければならないと規定していた(民調規則旧2条)。しかし、実務上、証拠書類の写しが提出されるのが一般的であり、原本を提出された場合には裁判所にとってかえって保管が負担となると考えられる上、写しの作成を求めても、申立人に過大な負担をかけるものとはいえないことから、「写し」の提出に一本化することとされた(中村・久保田、前掲書、35頁)。もっとも、写しと同一性を確認するため、また事実認定のため、例えば原本によって印影を確認する必要がある場合など原本の持参を申立人に促すことは問

題ないとされる。

①当事者及び法定代理人の表示

申立書には、申立人及び相手方の郵便番号、住所、氏名、電話番号等を記載する。当事者が法人のときは、本店及びその営業所の郵便番号、所在地、法人の名称、代表者の氏名、電話番号等を記載する。法人及び代表者の表示は、商業登記事項証明書の記載と一致するのが原則である。現在の所在地と商業登記事項証明書記載上の所在地が異なる場合は、これを併記する。

当事者が未成年者のように訴訟無能力者のときは、法定代理人の郵便番号、住所、氏名(親が法定代理人で、親権の共同行使の場合は(民法818条3項)、父母の氏名)、電話番号等を記載する。法定代理権を証明する文書として、戸籍謄(抄)本または住民票を添付する。また、本人に代わって任意代理人(例えば、代理人弁護士)が申立てるときは、その代理人の郵便番号、住所、氏名、資格、電話番号等の記載も必要となる。

住所の表記方法は、都道府県名から記載するのが原則であるが、政令指定都市については、都道府県名を省略することができる。ただし、東京都の特別区については、東京都を省略しない。

②申立ての趣旨

申立ての趣旨とは、当事者間に発生している具体的な民事上の紛争について、申立人が調停手続において、どのような解決を希望しているか、また求めようとしているのか、その結論的な事柄である。即ち、申立ての趣旨には、当事者間で紛争となっている権利又は法律関係について、給付、確認、形成のいずれかの態様による解決方法を明示し、その旨を記載することとなる。

(ア) 給付を求める場合

申立人が相手方に対して一定の金銭の支払を求めたり、特定物の引渡しを求めたり、又は一定の作為・不作為を要求することが紛争解決の方法である場合は、その旨を申立ての趣旨に記載する。

(イ) 確認を求める場合

特定の権利又は法律関係について、その存在(積極的

9) 最高裁判所ホームページ「裁判手続の案内」に、裁判所に提出する書式および記載例が載っており、ダウンロードをすることもでき、利用者の利便に供されている。

10) 電話番号等については、平成24年の民事調停規則の改正前から当事者に連絡を取る便宜のため、申立書にその記載を求める運用が広く行われていたところであるが、今回の改正により、明文の規定をもって、このような運用が法的根拠を有することとなった(中村・久保田、前掲書、35頁)。

確認)又は不存在(消極的確認)を確定することによって紛争の解決が図られる場合には、その旨を明記して記載する。調停手続における確認の対象には、権利関係の存否を確認するほかに事実の確定についても、現在の所有権帰属を争うための前提とする限りは当然に認められようし、相手方の申立人に対する権利侵害の事実も、謝罪文を広告することの前提としてならば確認の利益を認めてもよいと解されている(石田、前掲書、489頁)。

(ウ) 形成効を求める場合

形成効とは、当事者が自由に処分できる権利又は法律関係について新たな権利を発生させたり、従来の権利を消滅させたり、変更させる効果をいう。形成効を求める調停申立てが許されるとしても、判決によってのみ創設的効果が生じる形成訴訟、形式的形成訴訟(例えば、境界確定訴訟)、共有物分割訴訟などについては、調停申立てができない。しかし、例えば、調停手続で新たな権利又は法律関係を形成(創設的形成)する場合であって、当事者が自由に処分できるものであり、かつ性質上これが許され、さらに強行規定や公序良俗に反しなければ、創設的形成効を求める調停申立ては許される(石田、前掲書、490頁)。

申立ての趣旨の記載は、可能な限り具体的に明示することが求められるが、希望する調停内容を具体的に明示することが難しいときは、紛争の要点さえ明確にしてあれば、相当な内容の調停を求める旨の記載もできる。例えば、交通事故による損害賠償を求める調停では、損害の明細を申立て段階で明確にすることは困難な場合もあるので、「相当額の支払を求める。」という旨の記載も認められる。同様に、賃料増額を求める調停の場合でも、「相当額の増額を求める。」という旨の記載も認められている(最高裁判所事務総局民事局、前掲書、40頁)。

③紛争の要点

当事者間で民事上の紛争となっている実情、即ち調停の対象となっている法律関係、その法律関係についてどのような紛争があり、それをどのように解決してほしい

のか等を簡略に要領よくまとめて記載する。訴状に表示すべき「請求の原因」(民事訴訟法133条2項2号)のように法律要件を網羅することは望ましいが、それを欠いたとしても、表示されている内容からそれを推認できるものであればよいとされる。

紛争の要点を明らかにするためには、事実関係を特定しなければならない。これは、重複申立てによる混乱を避けるためにも必要となる¹¹⁾。しかし、特定した事実を明示して記載することが要求されるといっても、その枝葉末節にわたるすべての事実を記載しなければならないものではなく、紛争の内容、争点を整理して、重要と思われる事実のみを明示すれば足りる。もしも申立書に記載された事実だけでは紛争解決の資料として十分でないときは、調停期日の席上、調停委員からの事情聴取によって補充することになるから、むしろ不必要に詳細な事柄や、感情的な言辞等を申立書に記載することは一般的に望ましくないと考えられている(最高裁判所事務総局民事局、前掲書、40頁)。判例によれば、調停申立書に真実に反する事実を記載したことによって、相手方の名誉を傷つけた場合は、慰料支払義務があるとする(東京高判昭42・7・19、石田、前掲書、492頁)。

④その他の記載事項

申立ての年月日(調停申立書の作成年月日である)、申立人の署名押印等(申立人又はその代理人が申立書に署名又は記名押印する。申立書が複数頁にわたるときは、各葉間に契印するか、又は契印に代えて頁数をつけるなど、文書の連続性が容易に認識できるようにする)、裁判所の表示(管轄裁判所が調停事件の申立先裁判所となる)が申立書の記載事項として求められる(民調法22条、非訴事件手続法9条本文、4号、5号)。

(To be continued)

11) 同一紛争について更に調停の申立てをすることは、重複申立てとして不適法となる。しかし、申立て段階では、調停事項(紛争の対象)が確定しても、手続の進行過程で、紛争の相当性ある解決のために、調停事項が変更(追加又は交換)されることがある。この場合、変更後の調停事項が民事調停に親しむ事項であれば、反対説はあるが、従来の調停事項(又はその基礎たる生活関係)との関連性は要しないものとされる。変更申立書を提出する必要もないが、変更申立書不提出の場合は、調停の既判力について、肯定・否定の両説があり、最高裁判所は制限的既判力説の立場をとっているため、成立調書上調停事項を特定しておく必要があるとされる(下町、前掲書、486頁)。

参考文献

石田賢一 (1993) 「民事調停規則第1章通則第2条 (調停の申立)」石川明・梶村太市編『注解民事調停法「民事調停規則」改訂』青林書院。
石渡哲 (1993) 「民事調停法第1章通則第2条 (調停事件)」石川明・梶村太市『注解民事調停法 (民事調停規則) 改定』青林書院。
伊藤眞 (2011) 『民事訴訟法「第4版」』有斐閣。
鍛冶勲 (1985) 「Ⅲ 調停当事者と調停関係人 36調停能力」石川明・梶村太一編『民事調停法』青林書院。
数家鉄治 (2005) 『コンフリクト・マネジメント—紛争解決と調停—』晃洋書房。
小山昇 (1977) 『民事調停法「新版」』有斐閣。
最高裁判所事務総局民事局 (2012) 『民事調停委員の手引「改訂版」』最高裁判所。
下町和雄 (2005) 「民事調停の問題点」岡久幸治・横田

康祐・石崎實・今岡毅編『新・裁判実務体系26 簡易裁判所民事手続法』青林書院。
高見進 (1993) 「民事調停法第1章通則第11条 (利害関係人の参加)」石川明・梶村太市編『注解民事調停法 (民事調停規則) 改定』青林書院。
鳥路李雄 (2012) 「民事調停の理念と技法」『調停時報』(日本調停協会連合会)、183号。
中村仁子・久保田重雄 (2012) 「非訟事件手続法の施行に伴う民事調停法規の見直しについて」『調停時報』(日本調停協会連合会)、183号。
廣田尚久 (2006) 『紛争解決学「新版増補」』信山社出版。
藤田広美 (2011) 『講義民事訴訟「第2版」』東京大学出版会。
茗茄政信・近藤基 (2012) 『書式和解・民事調停の実務「全訂八版」』民事法研究会。